

工事現場における熱中症対策費用を 拡充しています！

概要

これまでは右の図の熱中症対策のすべてについて真夏日等の日数に応じた率計上(※1)のみでしたが、

令和8年度からはこのうち、**現場の設備や施設に関する費用**については見積りにより別途計上(※2)できるようになりました。

費用計上項目のイメージ図 (現場管理費の補正・現場環境改善費の積上げ計上)



別途計上

例 5,000万円(工期:5~10月)の工事で111日の真夏日があった場合

※1 真夏日等の日数に応じた率計上 約25万円

※2 見積りによる別途計上 上限約25万円(計約50万円)

(注) 真夏日の日数や工事規模などにより異なる



受注者の手続き

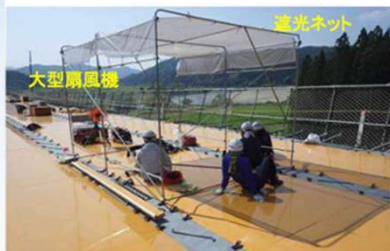
現場管理費の補正(※1)	・施工計画書の提出時に具体的な対策内容を記載した工事打合せ簿を提出 ・工事後に真夏日率等算出表(様式1)、熱中症対策に資する現場管理の実績確認書(様式2)を添付した工事打合せ簿を提出 (様式および算出方法は下記ホームページを参照 https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kanri/nett_yuusyou.html)
現場環境改善費の積上げ(※2)	・熱中症対策実施前に見積書を添付した工事打合せ簿を提出(令和8年度に限り事後協議でも可とする)

工事打合せ簿			
発議者	☐ 発議者 ☐ 発議者	☐ 受注者 ☐ 受注者	発議年月日
発議事項	☐ 指示 ☐ その他	☐ 協議 ☐ その他	☐ 通知 ☐ 承認 ☐ 提出 ☐ 審出
工事名 ○○○○○○○工事			
(内容) 現場の施設や設備に関する熱中症対策の費用(現場環境改善費)について、見積書を提出しますのでご協議願います。 (1)大型扇風機 (2)現場休憩所のエアコン			
SAMPLE			
添付図: 2 集		その他添付図書: 各見積書	

見積りによる計上が可能な設備の例(現場環境改善費に積上げ計上)

遮光ネット
大型扇風機
製氷機
日除けテント
ミストファン
休憩車の配置
等、現場の設備や
施設に関する費用

メッシュシートによる遮光設備と大型扇風機の設置



現場休息所に日除けテント・ミストファン設置



作業員休憩所から離れている箇所に休憩車を配置(車内にクーラーや温冷庫を設置)



給水器



製氷機



写真出典:「建設現場における熱中症対策事例集」(令和7年12月国土交通省大臣官房技術調査課)

リースまたは購入品における積上げ計上の方法

- ・リース品の場合は、当該工事における設備の設置期間分のリース費用を計上する。
「積算価格＝月当たりリース価格※3 × 設置月数」
※3 実際のリースにかかる明細書等を見積書で確認
- ・購入品の場合は、当該工事における設備の設置期間分の減価償却費相当額を計上する。
「積算価格＝購入価格※4 × 設置月数／(耐用年数×12)」
※4 実際の購入にかかる明細書等を見積書で確認
(耐用年数については、下記の国税庁ホームページを参考に設定してください。
(<https://www.keisan.nta.go.jp/r4yokuaru/aoiroshinkoku/hitsuyokeihi/genkashokyakuhi/index.html>))

項目	耐用年数 (年)	国税庁品目	
		構造・用途	細目
遮光ネット	8	日よけ設備	その他のもの
大型扇風機	8	電気機器	その他のもの
送風機	8	電気機器	その他のもの
製氷機	4	電気機器	氷冷蔵庫
日除けテント	8	日よけ設備	その他のもの
ミストファン	8	電気機器	その他のもの
休憩車	6	一般用のもの	その他のもの

〈減価償却費相当額の積算例〉

耐用年数が8年のミストファン(10万円)を購入し、3ヶ月間設置した場合。
 $100,000(\text{円}) \times 3(\text{ヶ月}) \div (8(\text{年}) \times 12(\text{ヶ月})) = 3,125(\text{円})$

対象となる設備に該当するか判断に迷われる場合は、各土木事務所または土木管理課までご相談ください。

建設現場における熱中症対策・防寒対策について
(土木管理課ホームページ)はこちら⇒



問合せ先

福井県 土木部 土木管理課 技術管理グループ (TEL:0776-20-0471)